

物品貸与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人福井県観光連盟が保有する物品を観光関連事業者等に貸与する場合について必要な事項を定める。

(貸与の条件)

第2条 貸与可能な物品は、次の表のとおりとする。

非接触赤外線体温計
温度検知カメラ（自立式）
ネームタグ
福井県紹介 DVD ソフト

- 2 貸与期間は、14日以内とする。
- 3 物品は、福井県内で使用しなければならない。ただし、会長が認める場合にあっては、この限りでない。

(申込み)

第3条 物品の貸与を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、貸与を受けようとする日の原則7日前までに、「物品借入申込書」を会長に提出しなければならない。

(譲渡、転貸の禁止)

第4条 申込者は、その権利を他人に譲渡し、または転貸してはならない。

(借入期間中の返還)

第5条 会長は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、申込者に物品を返還させることができる。

- (1) この規程に定める事項を遵守しないとき。
- (2) 申込書に記載した使用目的以外に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により申し込んだとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第6条 物品の使用料は、無料とする。

(費用の負担)

第7条 物品の貸与に係る運搬、保管等に要する費用は、申込者の負担とする。

(滅失、損傷等)

第8条 申込者が物品を滅失し、または損傷したときは、任意の様式により届け出た上、費用相当分を賠償しなければならない。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、物品の貸与に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年12月7日から施行する。